

令和8年度島根県後期高齢者健康診査受診勧奨業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、島根県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が実施する医科健康診査及び歯科口腔健康診査の受診勧奨に当たり、公募型プロポーザルの方法により委託業者を決定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 公募の概要

公募概要は、次のとおり

- (1) 委託業務名 令和8年度島根県後期高齢者健康診査受診勧奨業務
- (2) 見積限度額 9,680,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)
- (3) 業務内容 別紙「令和8年度島根県後期高齢者健康診査受診勧奨業務仕様書」のとおり。
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 島根県、広域連合を構成する市町村又は他の後期高齢者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)において入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- (3) 島根県、広域連合を構成する市町村又は他の後期高齢者医療広域連合による指名停止を受けていないこと。
- (4) プライバシーマーク等を取得しており、契約締結日から令和9年3月31日まで使用できる事業者であること。又は、その間に更新予定の事業者であること。

4. 公募から契約履行までの日程

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 募集開始・仕様書等の提示(公開) | 令和8年2月17日(火) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年2月24日(火)正午(必着) |
| (3) 質問書の回答 | 令和8年2月27日(金) |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和8年3月6日(金)午後5時(必着) |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年3月11日(水)午後5時(必着) |
| (6) 審査会開催(プレゼンテーション実施) | 令和8年3月23日(月) |
| (7) 選定結果通知 | 令和8年3月26日(木) |
| (8) 契約締結 | 令和8年4月上旬 |

5. 質疑応答

質疑がある場合は、以下の通り質問書を提出する。

- (1) 提出書類 質問書(様式1)を1部提出する
- (2) 提出期限 令和8年2月24日(火)正午まで(必着)
- (3) 提出先 島根県後期高齢者医療広域連合 総務課
- (4) 提出方法 電子メール
- (5) 留意事項 電子メール送信後、その旨を電話連絡すること。
企画提案書の具体的な記載内容及び、評価基準に関する質問は受け付けない。
質問を行った者の名称は公表しない。
- (6) 回答 令和8年2月27日(金) 広域連合ホームページに掲載

6. 参加申込

- (1) 提出書類 参加申込書(様式2) 提出部数 1部
誓約書(様式3)
島根県、広域連合を構成する市町村又は他の後期高齢者医療広域連合において入札参加資格の認定を受けていることが確認できる書類(写し) 提出部数 1部

プライバシーマーク登録証等(写し) 提出部数 1部

- (2)提出期限 令和8年3月6日(金) 午後5時まで(必着)
- (3)提出先 島根県後期高齢者医療広域連合 総務課
- (4)提出方法 持参又は郵送
- (5)資格審査 参加申込をした者の参加資格を審査し、審査結果を申込者全員に対して通知する。
- (6)資格取り消し 資格確認後、資格要件に該当しなくなったときは、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。

7. 企画提案書等必要書類の提出

参加申込書を提出した者は、企画提案書等を次の通り提出する(書類はA4サイズに統一)。

なお、提出した書類は返却しない。

(1) 提出書類

① 企画提案応募書(様式4)

次のものを添付する。

ア.事業実績(別添資料1) 提出部数 1部

イ.企画提案資料 提出部数 7部

次の項目を参照にして作成する。様式等は任意。

企画提案項目は以下のとおり。

(ア) データ分析による対象者の選定

フレイルの重症化リスクの分析定義及び定義に基づく重症化リスクの判定方法と対象者の選定方法を提案すること。

(イ) 受診率向上のための工夫

最適な通知の作成や行動変容を起こすデザイン等、受診率向上のための工夫を示すこと。この提案にあたっては、実現可能性が高いことを前提とし、必ずしも既存の手法に拘る必要はない。

(ウ) 受診結果の効果測定

勧奨による結果の検証方法・内容を具体的に示すこと。

(エ) スケジュールの提示

実現可能なスケジュールで示すこと。

(オ) 業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制で示すこと。

(カ) 実績

類似の受診勧奨業務における実績を示すこと。

(キ) 個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。

(ク) 見積書

業務内容の内訳が分かるようにすること。

(ケ) 本業務にかかるセールスポイント

(コ) その他 独自提案等必要があれば追加すること。

(2)提出期限 令和8年3月11日(水) 午後5時まで(必着)

(3)提出先 島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 保健事業グループ

(4)提出方法 持参又は郵送

8. 審査方法と契約予定者の決定

(1) 審査方法(プレゼンテーション、質疑応答)

プレゼンテーションの実施方法等については、以下のとおりであるが、詳細は別途通知する。

ア. 実施日

令和8年3月23日(月)

イ. 実施時間

提案者あたり説明20分、質疑応答10分とする。

ウ. 資料等

プレゼンテーションは、提出書類を使用して実施すること。

エ. 出席者

プレゼンテーションは、業務を受託した際に実際に管理責任者等となる者が必ず出席すること。提案者の判断により、その他の者をプレゼンテーションに参加させても差し支えない。

プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

オ. 審査委員会

企画提案者からのプレゼンテーション及び企画提案書等に関する質疑応答を行った後、以下の審査内容に基づき採点を行い、合計点数の最高得点を得たものを本業務の契約予定者とする。

なお、最も合計点数が高い企画提案者が2者以上あるときは、審査内容の「3. 業務内容」の点数が最も高い者を契約予定者とする。

(2) 審査内容

評価項目	評価の視点
1. 健康診査の受診勧奨における実績	
	<ul style="list-style-type: none">・市町村及び後期高齢者医療広域連合が実施する受診勧奨業務を受託した実績が十分か・受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか
2. 実施体制	
	業務を的確に遂行するための人員配置や実施体制を整えているか (有識者等のバックアップ体制、指示系統等)
	個人情報保護及び守秘義務の遵守などセキュリティ対策が取られているか (業務履行中のデータの管理体制、データ送付・受付等)
3. 業務内容	
	[データ分析及び対象者の抽出] <ul style="list-style-type: none">・データ分析によるフレイルの重症化リスクの判定方法が明確か・フレイルの重症化リスク分析を踏まえた優先順位の明確な対象者抽出か(リスク値等)
	[通知物作成] <ul style="list-style-type: none">・通知物に受診率向上を実現する為の創意工夫がされているか・対象者の特性(フレイルリスクのある高齢者)に応じた分かりやすいデザインであるか(動作指示・文字の大きさ・医科歯科の載せ方等)・成果が見込まれる通知物であるか・市町村毎の記載対応が可能か
	[スケジュール] <ul style="list-style-type: none">・通知物の送付計画は受診率向上に効果的で無理のない計画であるか(詳細なスケジュールを示して、遂行できる)
	[効果測定] 受診勧奨による対象者の行動変容等を詳細に分析し、翌年度に寄与する効果測定であるか (月別・市町村別等、通知対象者のうち受診・未受診の傾向の出し方等)
4. 費用対効果	
	積算の内訳は適切であるか。

(3) 審査結果と契約予定者の決定

- ①審査結果は企画提案者全員に通知し、その概要を広域連合のホームページで公表する。
- ②審査結果に関する一切の事項の質問、説明請求、意見等は受け付けない。
- ③審査により選定された1者を本事業の契約予定者とする。

9. 契約方法

契約予定者と広域連合の間で契約条件を協議の上、契約予定者は改めて見積書を提出し予算額の範囲内で契約を締結する。

なお、協議を踏まえ、提案内容の一部を変更する場合がある。また協議が整わない時は次点の企画提案者と協議する場合がある。

10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし提出書類は返却しない。
- (2) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、失格とする。
- (3) 企画提案書は1者1点に限る。また提出後の資料の追加または修正等は認めない。
- (4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (5) 提出書類は契約予定者選定のために使用し、他の目的には使用しない。
- (6) 本事業の契約予定者には委託締結に至るまで守秘義務を求めるものとする。

【事前準備行為であることの承諾】

本件は、令和8年4月1日以降に契約する準備行為であることをご承諾のうえ、参加願います。

11. 応募及び問い合わせ先

住所 〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター4階

担当 島根県後期高齢者医療広域連合 総務課・業務課 保健事業グループ

電話 0852-20-2236 Fax 0852-21-5551

E-mail soumu@shimane-kouiki.jp